

令和2年第4回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和2年4月30日
- ・ 会場 深谷公民館・生涯学習センター大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和2年4月30日	開会場所	深谷公民館・生涯学習センター大会議室		
開閉の日時	開 会	令和2年4月30日(木) 午後1時53分			
	閉 会	令和2年4月30日(木) 午後2時18分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	摘要	議席番号	氏 名	摘要
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	欠
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	欠
3	飯野 健彦	出	23	瀬山 郁三	出
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	欠
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	欠
6	岡 潔	出	2	橋本 登	欠
7	野邊 美佐子	出	3	大澤 敏道	欠
8	久保 行弘	出	4	欠員	—
9	塚原 勝美	出	5	柳 一男	欠
10	塚越 石夫	出	6	須藤 和彦	欠
11	新井 眞一	出	7	橋本 繁穂	欠
12	丸山 佐知子	出	8	澁澤 隆之	欠
13	栗田 裕可	欠	9	塚原 昇	欠
14	福島 明	出	10	秋山 務	欠
15	木村 英昭	欠	11	尾熊 博章	欠
16	森 秀樹	欠	12	根岸 邦治	欠
17	長谷川 美智子	欠	13	飯野 篤己	欠
18	設楽 弥栄子	欠	14	大澤 慶三	欠
19	持田 實	欠	15	石塚 保	欠
20	新井 美津子	欠	16	柴崎 立志	欠
説 明 者	事務局長	石川 博			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
参 与	産業振興部 次長兼農業振興課長	杉本 公明			
	農業振興課 主任	山本 哲也			

深谷市農業委員会総会日程

令和2年4月30日(木) 午後2時から
深谷公民館・生涯学習センター 大会議室(1階)

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 19 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 20 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 21 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 22 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 23 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 報告第 24 号 農地の改良に係る届出について
- 7) 議案第 23 号 農用地利用集積計画の決定について
- 8) 議案第 24 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9) 議案第 25 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 26 号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 11) 議案第 27 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 12) 議案第 28 号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について

5. 閉 会

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	局 長	<p>本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から、令和2年第4回深谷市農業委員会総会を開会いたします。</p>
		局 長	<p>今回の総会は、新型コロナウイルス対策として、総会成立の最小限の出席人数で開催させていただきます。</p> <p>本日は、委員24人中、14人の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しておりますことを報告します。</p>
	議長の選出	局 長	<p>次に議長の選出を行います。</p> <p>深谷市農業委員会総会 会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されているため、安藤会長をお願いいたします。</p>
	議事録署名人の署名	議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。</p> <p>なお、本日の総会につきましては、新型コロナウイルス対策として、議案説明を省略して行います。ご協力をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号1番、議席番号2番、以上2名を指名いたします。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
進 行 状 況		議 長	<p>それでは、総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第23号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」までにつきましては、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。</p>
	報告第24号 「農地の改良に係る届出について」	議 長	<p>次に、報告第24号「農地の改良に係る届出について」ですが、本件は、農地改良でありますので、農地改良指導委員を指名いたします。</p> <p>議席番号21番及び、農地利用最適化推進委員12番を指名いたします。指名いたしました委員におかれましては、指導をよろしくお願いいたします。</p>
	議案第23号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	<p>次に、議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。</p> <p>本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>

	会 議 件 名	て ん 末
会	議案第24号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長 「異議なし」のため本件は原案どおり決めます。
議		議 長 次に、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本議案のうち、整理番号4番につきましては、ヒアリングの結果、農地法上の疑義がございますので、事務局より説明を求めます。
進		局 長 議案資料の7ページをお開きください。 現地調査報告についてですが、「多くの農地に麦が作付けされ、一部すぐに耕作できる農地もあった。農地法上の世帯員等にあたる兄所有の全ての農地が自動車置き場や事務所に利用されており、農地法の許可を取得していないことが判明した。」となっております。 ここで、譲受人の農地について、お配りしました別添資料とカラー写真で説明申し上げます。 譲受人の農地は祖父が別添資料の1から9までの農地を所有しておりました。1番から5番は耕作されておりましたが、6番から9番の農地は雑種地や宅地となっており、違反転用の状態でありました。 この違反転用の農地は現地調査にありました兄の所有する農地で自動車置き場や事務所に利用されているということでもあります。 祖父が死亡後1番から5番の農地を借受人が相続し、6番から9番の農地を兄が相続しました。 次に新規就農ヒアリングの内容についてご説明いたします。 議案資料の9ページをお開きください。 4月21日に議席番号1番、議席番号16番、農地利用最適化推進委員1番及び事務局職員でヒアリングを行いました。 4. ヒアリング内容 ⑤その他に記載のとおり ・自身は損害保険代理店を経営。今回はかつて父が取得しようとしたが農地法違反があり購入できず、親戚が購入した農地について、親戚から高齢のため耕作できないので贈与したいとの話があり、自身も祖父から農地を守ってほしいと言われていたので本格就農を決めた。 ・農業経験は8年あり、今後の出荷先や作目は親戚と同級生に聞きながらやっていきたい。 ・申請地の一部に小石交じりの土地があるが、状況により改良したい。 ・損保代理業は昼間比較的時間ががあるので、その時間を利用して農業を行おうと考えている。 とのことでございます。 ヒアリングを終えまして、委員方々の検討結果として ・土地を購入して農業を行うからには、損保代理店との兼業は難しいのではないかと。 ・今の経営方針では農業経営が持続するか不安がある。今後の経営方針をきちんと定めてから、就農するべきではないかと。 ・祖父がかつて所有し、兄が相続した土地が農地法の手続きを取らず自動車置き場や事務所に利用されている。これが是正されないと委員会でも不許可となる可能性が高い。 ・8年前から農業を行っていたながら、経営農地に農地法違反があることを知っていて放置したことは、農地法の世帯員としての責任がある。こうした状況から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できないと見込まれる。との意見が出されました。
行		ヒアリングの結果をうけまして、議案資料2の1調査書 4ページにあるとおり第2項第1号効率利用について 譲受人の農地は耕作が行われていたが、農地法の世帯員等にあたる兄の農地において、無許可で自動車置き場や事務所等に利用されていた農地が確認された。 こうした状況から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できないと見込まれるとの結論に達しました。
状		
況		

会議件名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	それでは、整理番号4番について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。
		1 番	私は、ヒアリングに出席しましたが、事務局長の言ったとおりであり、農地の全てを効率的に利用できないと判断しました。 農地パトロールのたびに違反転用農地として気にしていましたが、この状況が解消されなければ、3条申請は許可できないと思います。
		議 長	他にこの件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 本件を「許可相当」とするに賛成委員の挙手を求めます。 (挙手なし)
		議 長	では、本件を「不許可相当」とするに賛成委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
		議 長	全員挙手です。よって、本件は「不許可」とすべきものと決めます。
		議 長	なお、不許可とする理由につきましては、農地法第3条第2項第1号の「すべてを効率的に利用して耕作の事業を行うことは認められない」ためといたします。
		議 長	次に、整理番号4番以外の案件について一括審議します。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声) 「異議なし」のため本件は原案どおり決めます。
	議案第25号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」	議 長	次に、議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決めます。
	議案第26号 「農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について」	議 長	次に、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声) 「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
	議案第27号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」	議 長	次に、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
	議案第28号 「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」	議 長	次に、議案第28号、「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議 長	以上をもちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。これにて、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
	閉会	局 長	以上で、令和2年第4回定例会総会を閉会いたします。